

日本ベリサイン CPS3.8.7 から株式会社シマンテック 3.8.14 への更新における変更点は、以下となります。

番号	対象セクション	変更内容
1	全体	誤記、表記ゆれを修正 日本ベリサインからシマンテックへの表記変更
2	1. はじめに	CA/ブラウザフォーラム（以下、CABF）ガイドライン要件への準拠の記載を追加（注釈 1 も追加、EV サーバー証明書、EV コードサイン証明書）
3	1.2 文書と識別	CABF ガイドライン要件への準拠の記載を追加 （Class 1 証明書は CABF ガイドラインから除外）
4	1.3.1 認証機関	「 Symantec Class 3 Internal Administrator CA 」の記載を追加
5	1.3.1 認証機関	認証局の呼称を変更 変更前: Symantec Class 3 Public Primary Certification Authority – G4 変更後: Symantec ECC Universal Root Certification Authority
6	1.3.1 認証機関	Secure Server Certification Authority の使用終了に伴い、記載削除
7	1.4.1.2 組織に発行される証明書 Table 2	組織向け証明書の種類を分化し、行を追加 変更前: Class 3 証明書、Class 3 EV 証明書 変更後: Class 3 証明書、Class 3 EV SSL 証明書、Class 3 EV コード・サイニング 証明書、Class 3 組織認証向け証明書
8	1.4.1.2 組織に発行される証明書 Table 2	「保証のレベル」を変更 変更前: 高(EV 証明書)、高、中 変更後: 高(EV 証明書)、高(CA/BF 組織向け認証証明書)、高
9	1.5.1 本文書の管理部署	本社移転に伴い、連絡先情報を変更 変更前: 〒104-0028 中央区八重洲 2-8-1 電話 03-3271-7012 FAX 03-3271-7027 変更後: 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 電話 03-5114-4778 FAX 03-5114-4186

番号	対象セクション	変更内容
10	1.5.2 連絡先	<p>本社移転に伴い、連絡先情報を変更</p> <p>変更前: 〒104-0028 中央区八重洲 2-8-1 電話 03-3271-7012 FAX 03-3271-7027</p> <p>変更後: 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 電話 03-5114-4778 FAX 03-5114-4186</p>
11	3.1.1 識別名の種類 Table 4	<p>カスタマ認証局に対応するため、「Organization (O)」の記載を変更</p> <p>変更前: “Symantec Corporation” もしくは “VeriSign Japan K.K.”</p> <p>変更後: “Symantec Corporation” もしくは、“VeriSign Japan K.K.”、もしくは組織名</p>
12	3.1.1 識別名の種類	<p>CABF ガイドライン要件による CN 値の変更</p> <p>変更前: 組織向け証明書の Subject 識別名に含まれる認証された CommonName の値は、完全修飾ドメイン名(セキュア・サーバ ID およびグローバル・サーバ ID の場合)または組織もしくは組織内の部署の正当な名称である。</p> <p>変更後: 組織向け証明書の Subject 識別名に含まれる認証された CommonName の値は、ドメイン名、または、組織もしくは組織内の部署の正当な名称である。</p> <p>Class1 証明書に関する CN について以下を追記。併せて注釈 7 も追記。</p> <p>“Persona Not Validated - xxxxxxxxxxxx” (クラス1個人向け証明書の場合)※</p> <p>※2014 年 xx 月 xx 日現在、既存のシマンテックが承認した Symantec Class1 Managed PKI 顧客が発行する Class1 個人用証明書については、OU に “Persona Not Validated” が表記されていることを条件に通称名を CN に使用する場合がある</p>
13	3.1.1.1 CA/ブラウザフォーラム識別名の要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
14	3.2.2 組織の実在性確認 Table 6	組織認証およびドメイン認証証明書の行を追加

番号	対象セクション	変更内容
15	3.2.2.1 組織名の申請に関する CA/ブラウザフォーラムの審査の要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
16	3.2.2.2 組織名の申請に関する Mozilla 社の審査の要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
17	3.2.3 個人の実在性確認 Table 7	Class3 個人向け証明書認証の確認手順を変更 変更前: Class 3 個人向け証明書の認証は、証明書申請者が認証機関もしくは登録機関の代理人または証明書申請者の所在地で公証人またはこれと同等の権限を有する当局者の面前に出頭すること、文書により行う。 変更後: Class 3 個人向け証明書の認証は、証明書申請者が認証機関もしくは登録機関の代理人または証明書申請者の所在地で公証人またはこれと同等の権限を有する当局者の面前に出頭すること、またはこれと同程度のレベルで本人であることを確認できるという証拠となる文書により行う。
18	3.2.4 確認を行わない申請情報	部門名 (OU) についての条件を追加 変更前: 部門名 (OU) 変更後: 一定の例外を除く部門名 (OU) ※注釈 8 を追加
19	3.3.1 定期的なりキーに関する確認と認証	チャレンジフレーズの代用についての記載を追加
20	3.8.13 CA/ブラウザフォーラムの BR への適合を追記	CABF Baseline Requirement の適合を追加
21	4.1.2.2 CA/ブラウザフォーラムの証明書申請要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加

番号	対象セクション	変更内容
22	4.3.3 ルート認証局による 証明書発行に関する CA/ブラウザフォー ラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
23	4.5.1 利用者の秘密鍵およ び証明書の使用	利用者以外の者による秘密鍵の保持禁止の記載を追加
24	4.6.3 証明書のリニューア ル申請の手続	チャレンジフレーズの代用についての記載を追加 「※ 所定の変更手続きにより連絡先情報が変更されている場合、証明書は 自動更新可能である。 ※2 製品によっては、この手続きを実施しない場合がある。」
25	4.9.1.1 失効理由に関する CA/ブラウザフォー ラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
26	4.9.3.2 証明書の失効に関 する CA/ブラウザフ ォーラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
27	4.9.7.1 CRL の発行に関する CA/ブラウザフォー ラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
28	4.9.9 利用可能なオンライ ンによる失効/ステー タス調査	個人向け証明書についての LDAP ベースのクエリー機能の記載を削除 directory.verisign.co.jp の記載削除
29	4.10.2 サービスの可用性	CABF ガイドライン要件の記載を追加

番号	対象セクション	変更内容
30	5.2.3 それぞれの任務に必要な身元の確認	日本ベリサイン 人事部門の記載を変更 変更前: 全ての信頼される者になろうとする者について、日本ベリサイン人事部への面前出頭および(以下略) 変更後: 全ての信頼される者になろうとする者について、シマンテック担当部門への面前出頭および(以下略)
31	5.3.2 経歴調査手続き	日本ベリサイン 人事部門の記載を変更 変更前: 上記の情報を含む報告書は、人事部が査定を行い、(以下略) 変更後: 上記の情報を含む報告書は、シマンテック担当部門が査定を行い、(以下略)
32	5.3.2 経歴調査手続き	経歴調査結果の処理の記載を追加
33	5.3.3.1 トレーニングとスキルに関する CA/ブラウザフォーラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
34	5.4.1 記録されるイベントの種類	CABF ガイドライン要件の記載を追加

番号	対象セクション	変更内容
35	5.4.2 記録を処理する頻度	<p>ログ取り扱い手続きの記載を明確化</p> <p>変更前:</p> <p>重要なセキュリティ及び運用イベントが発生した場合にアラートを検知できるよう、認証機関システム及び監査記録は、常時監視される。更に、日本ペリサインは、日本ペリサイン認証機関及び登録機関のシステム内において、異常及び事故に基づいて生じた警報に反応してなされた不審なまたは通例的でない動作に関する監査記録を調査する。</p> <p>監査記録の処理は、監査記録の要約中の全重要なイベントに関する監査記録及び書類を調査することにより行われる。監査記録の調査は、当該記録が改ざんされていないことの確認、全ての記録記載についての簡潔な検査並びに記録中の警報または異常に関する徹底した調査を含む。監査記録の調査に基づき取られた記録は、保管される。</p> <p>変更後:</p> <p>認証機関システムは、常時監視される。重要なセキュリティおよび操作イベントが発生した場合即時に検知され、任命された要員によるレビューがなされる。</p> <p>月次の監査ログレビューには、当該ログが改ざんされていないことの確認および記録された全ての警告もしくは異常における精査が含まれている。監査ログレビューに基づいて実施した対応についても、記録されるものとする。</p>
36	5.7.4.1 米国シマンテック	CABF ガイドライン要件の記載を追加
37	5.9 データセキュリティ	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
38	6.1.1 鍵ペア生成	CABF ガイドライン要件の記載を追加
39	6.1.5 鍵のサイズ	Table を新規追加し、対応した部分の記載を削除。 Class1、2 の G4 Root、G7 Root および Class3-G6 を追加
40	6.1.5 鍵のサイズ	1024ビットの RSA キー・鍵ペアからなる利用者証明書の発行期限の修正 変更前: 2011 年 12 月 31 日 変更後: 2014 年 1 月 31 日

番号	対象セクション	変更内容
41	6.1.5 鍵のサイズ	以下の記載を追加 EKU がクリティカルで、ServerAuth を含まない 標準のブラウザでは SSL サーバー証明書として認識しない、OID 2.16.840.1.113733.1.8.54.1 を設定 (最小限に限る)
42	6.1.5 鍵のサイズ	以下の記載を追加 EKU がクリティカルで、ServerAuth を含まない 標準のブラウザでは SSL サーバー証明書として認識しない、OID 2.16.840.1.113733.1.8.54.1 を設定 (カスタマ、利用者、依拠当事者が各自のリスクで利用)
43	6.1.5.1 鍵のサイズに関する CA/ブラウザフォーラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
44	6.3.2 証明書の運用期間 および鍵ペアの使用 期間	特定の条件でのエンド・エンティティ証明書の最長有効期間を 5 年から 6 年に延長
45	6.3.2 証明書の運用期間 および鍵ペアの使用 期間	「Secure Server Certificate Authority」の記載を削除
46	6.3.2 証明書の運用期間 および鍵ペアの使用 期間	認証局の証明書に関する例外事項への追記 顧客 CA の追加および 14 年を超える認証期間の例外事項について最大でも 2014 年 8 月 31 日までとするもの
47	6.3.2.1 有効期間に関する CA/ブラウザフォーラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
48	6.5.1.1 システムセキュリティ に関する CA/ブラウザ フォーラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
49	7.1 証明書のプロファイル	CABF ガイドライン要件の記載を追加

番号	対象セクション	変更内容
50	7.1 証明書のプロファイル	2048bit 未満の鍵長の証明書に関するプロファイルの明記 EKU に ServerAuth がない OID 2.16.840.1.113733.1.8.54.1 が設定
51	7.1.2.2.1 Certificate Policies エクステンションに関する CA/ブラウザフォーラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
52	7.1.4 名前の形式	CABF ガイドライン要件の記載を追加
53	7.1.6.1 証明書ポリシー・オブジェクト識別子に関する CA/ブラウザフォーラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
54	7.3 OCSP プロファイル	TGV サービスの対象に Class 2 も追加 変更前: RFC5019 に準拠する、TGV (Symantec Trusted Global Validation protocol)において使用される Class 3 組織向け証明書 変更後: RFC5019 に準拠する、TGV (Symantec Trusted Global Validation protocol)サービスにおいて使用される Class 2 エンタープライズ向け証明書、および Class 3 組織向け証明書
55	7.3 OCSP プロファイル	CABF ガイドライン要件により「OCSP 署名に関する CA/ブラウザフォーラム要件」の記載追加
56	8. 準拠性監査とその他の評価	年次監査のタイプを変更 変更前: 年次の SAS70 タイプ II 監査が行われる。 変更後: 年次の ISAE3402 監査 および SSAE16 監査が行われる。
57	8. 準拠性監査とその他の評価	CABF ガイドライン要件により、「内部監査に関する CA/ブラウザフォーラム要件」の記載を追加
58	8.1 評価の頻度・状況	監査の内容を明確化 変更前: 準拠性監査は、被監査組織の費用負担により、少なくとも年 1 回実施される。 変更後: 準拠性監査は、被監査組織の費用負担により、少なくとも年 1 回実施される。一回の監査期間は 1 年未満とし、監査の空白期間が無いよう実施される。

番号	対象セクション	変更内容
59	8.4 評価対象項目	年次監査のタイプを変更 変更前: 日本ペリサインが行う認証機関(またはこれと同等のもの)監査のための年次の SAS70 タイプ II 監査の範囲は(以下略) 変更後: シマンテックが行う認証機関(またはこれと同等のもの)監査のための年次の ISAE3402 監査および SSAE16 監査の範囲は(以下略)
60	9.6.1.1 保証と義務に関する CA/ブラウザフォーラム要件	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
61	9.8 責任の制限	CABF ガイドライン要件により以下の記載を追加 シマンテックが CP および本 CPS を順守して証明書を発行し管理する範囲内において、シマンテックは利用者、当事者、もしくは他の第三者機関が証明書を利用または依拠することで生じる損害や損失に関しては何らの責任も負わない。
62	9.9.3 アプリケーション・ソフトウェア・サプライヤの補償	CABF ガイドライン要件によりセクション追加
63	9.15 法の順守	CABF ガイドライン要件により以下の記載を追加 シマンテックは、認証機関に対し、業務を行う各管轄地において認証機関としての認可を与える(証明書の発行に対して、該当管轄地の法令によって認可が必要な場合)。
64	Appendix A. 略語・定義表	単語の追加および削除
65	Appendix B1.	EV SSL 証明書専用として、CABF ガイドライン要件を反映し内容を刷新
66	Appendix C	EV コード・サイニング証明書専用として、新規作成
67	Appendix D	SSL 証明書専用として、新規作成